

しんきん電子マネーチャージサービス利用規定<楽天E d y 編>

しんきん電子マネーチャージサービス利用規定<楽天E d y 編>（以下「本規定」といいます。）は、しんきん電子マネーチャージサービス<楽天E d y >（以下「本サービス」といいます。）の利用について規定するものです。

本サービスの利用者（以下「お客さま」という）は、本規定の内容を十分に理解し、自己の判断と責任において本規定に同意したうえで、本サービスを利用することとします。

第1条（サービス内容）

本サービスは、楽天E d y株式会社（以下「楽天E d y社」という）のサービスであるE d yおよびE d yチャージをお客さまが利用することを目的に、E d yチャージに係る預金口座振替契約の締結およびE d yチャージに係る預金口座振替の引落としを行うサービスです。

第2条（利用対象者）

本サービスを利用することができるお客さまは、当金庫本支店に預金口座を開設している個人で、本規定に同意した方とします。

第3条（利用対象口座）

本サービスを利用することができる預金口座（以下「利用口座」という）は、お客さま自身の名義で、かつキャッシュカード発行済みの当金庫普通預金口座（総合口座取引の普通預金口座および利息を付さない旨の約定のある普通預金口座を含む）とします。

第4条（利用条件）

1. 取扱日時

本サービスの取扱日および取扱時間は、当金庫所定の日時とします。

2. 利用限度額

本サービスに係る預金口座振替の引落としにおける、1回あたりおよび1日あたりの取引単位、上限金額および下限金額は、当金庫所定の単位・金額とします。

3. 利用条件の追加・変更

当金庫は、本サービスの利用条件を追加・変更する場合があります。追加・変更する場合には、お客さまに事前に通知または公表するものとします。

第5条（本人確認）

お客さまが本サービスを利用してE d yチャージに係る預金口座振替契約の申込みを行う場合は、対象口座のキャッシュカード暗証番号その他当金庫所定の情報を、当金庫所定の方法により、正確に当金庫へ通知するものとします。お客さまが当金庫へ通知し

た内容が、当金庫に登録されている内容と一致した場合は、当金庫はお客さま本人の有効な意思に基づく真正な依頼内容による申込みであるものとします。

第6条（契約の締結）

1. お客さまが第5条に定めた本人確認手続きを経た後、当金庫所定の手続きをお客さまが正確に行い、当金庫にて手続きが正確に行われたことが確認できた時点で、お客さまと当金庫との間にE d yチャージに係る預金口座振替契約が締結されたものとします。

なお、E d yチャージに係る預金口座振替契約が締結された後に、申込内容の取消、変更はできません。

2. E d yチャージに係る預金口座振替契約が成立した場合、当金庫は、普通預金規定（利息を付さない旨の約定のある普通預金の規定を含みます。）にかかわらず、預金者から預金通帳および払戻請求書の提出を受けることなく対象口座より楽天E d y社からの請求書に記載の金額を引落すことができるものとします。
3. 楽天E d y社の指定する振替日において請求書記載金額が対象口座の支払可能金額（当座貸越（総合口座取引による当座貸越を含みます。）を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、お客さまに通知することなく、請求書に記載の金額を引落さずに楽天E d y社に返却します。
4. E d yチャージに係る預金口座振替契約を解約するときは、お客さまから当金庫へ所定の手続きにより届出るものとします。なお、この届出がないまま長期間（13カ月間）にわたり楽天E d y社からの請求がない等相当の事由があるときは、当金庫はお客さまに通知することなくE d yチャージに係る預金口座振替契約が終了したものとして取扱うことができるものとします。
5. このE d yチャージに係る預金口座振替について仮に紛議が生じても、当金庫に責めのある場合を除き、当金庫は一切の責任を負いません。

第7条（楽天E d y社への通知）

当金庫は、E d yチャージに係る預金口座振替契約の締結およびE d yチャージに係る預金口座振替の引落しを行う際に、楽天E d y社に対して、お客さまの氏名、口座番号等の情報（認証結果等を含みます。）（以下「お客さま情報」という）を通知します。

お客さまは、当金庫がお客さま情報を楽天E d y社に通知することについて、あらかじめ同意するものとします。

第8条（預金口座振替の開始時期）

楽天E d y社による預金口座振替の開始時期は、楽天E d y社における手続終了後とします。

第9条（利用手数料）

本サービスの利用にあたっては、当金庫は所定の手数料（消費税等を含みます。）をお客さまから徴求できるものとします。

なお、当金庫は手数料を変更する場合があります。変更する場合には、お客さまに事前に通知または公表するものとします。利用手数料が変更された後にお客さまがチャージを行われた場合は、変更後の利用手数料をご負担いただくものとします。

第10条（免責事項）

1. 第5条に定める本人確認手続きが正常に完了した場合は、当金庫はお客さま本人による本サービスの利用とみなし、端末機、暗証番号等について当金庫の責めによらない偽造、変造、盗用、不正利用等の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫に責めのある場合を除き、当金庫は一切の責任を負いません。
2. 次の各号の事由により生じた損害については、当金庫に責めのある場合を除き、当金庫は一切の責任を負いません。
 - (1) お客さまの端末機、通信機器その他当金庫の管理によらない機器の障害により本サービスが提供できなかった場合、または当金庫が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、当金庫の管理に係る通信機器や回線もしくはコンピュータ等の障害により、本サービスの提供ができなかった場合
 - (2) 当金庫が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、当金庫が送受信した情報に誤り、遅延欠落等が生じた場合
 - (3) お客さまにおける端末機の不正使用、誤操作等により正しい取扱いができなかった場合
3. 公衆回線、インターネット回線等の通信経路において、当金庫が一般に相当とされる暗号処理を行ったにもかかわらず盗聴、不正アクセスがなされたことにより、お客さまの対象口座におけるキャッシュカード暗証番号、取引情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当金庫に責めのある場合を除き、当金庫は一切の責任を負いません。
4. 本サービスに関連してお客さまが被った損害について当金庫が責任を負う場合であっても、当金庫は、逸失利益、間接損害、その他特別事情に基づく損害については一切の責任を負いません。

第11条（届出事項の変更）

お客さまの氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、お客さまは直ちに当金庫所定の方法により当金庫に届出るものとします。

当該届出を怠ったことにより生じた損害については、当金庫に責めのある場合を除き、当金庫は一切の責任を負いません。

第 12 条（通知、照会の連絡先）

1. 当金庫がお客さまに対し、本サービスに係る通知、照会、確認等を行う場合には、お客さまが当金庫に届出た住所、電話番号、Eメールアドレス等を連絡先とします。
2. 当金庫が前項の連絡先にあてて通知、照会、確認等を行った場合は、前条の変更届出を怠る等、お客さまの責に帰すべき事由により、これらが延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなし、これによって生じた損害については、当金庫は一切の責任を負いません。

また、当金庫の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害による延着、不着の場合も同様とします。

第 13 条（規定等の準用）

本規定に定めのない事項については、対象口座にかかる各種預金規定、キャッシュカード規定等の各規定により取扱います。

第 14 条（規定の変更等）

当金庫は、本規定の内容を任意に変更できるものとします。

変更内容は、当金庫ホームページでの表示、店頭での表示その他相当の当金庫所定の方法で公表するものとし、当金庫は公表の際に定める相当の期間を経過した日以降は、変更後の内容に従い取扱うこととします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。

第 15 条（サービスの変更、中止）

当金庫は、やむを得ない事由がある場合、本サービスを変更または中止することがあります。その場合は、事前に当金庫所定の方法により通知または公表するものとします。

第 16 条（準拠法、管轄）

本規定の準拠法は日本法とします。

本サービスに関し訴訟の必要が生じた場合には、当金庫本店の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上